**○農林水産省告示第三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県大町市八坂字林うら一六一〇〇の一、一六一〇一の一、一六一〇三の一、字林うら道上一六一〇二の一、字大モチ一六六六二の一、一六六六三の一、一六六六四の一、一六六七一の一、一六六七二の一、一六六七三の一、一六六七七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町大山字ケヤノ木一一四七、字長尾浦一一四八、一一四八の一、一一四九、一一四九の一、一一五〇から一一五四まで、一一五五の一、一一五六から一一六四まで、字古田一一六五の一、一一六五の五、字下モ平谷一一七一から一一七九まで、一一七九の一、一一八〇、一一八〇の一、一一八一から一一八七まで、一一八七の一、一一八七の二、一一八八から一一九一まで、一一九一の一、一一九二、一一九二の一、一一九二の二、一一九三、一一九三の一、一一九四から一二〇二まで、一二〇二の一、一二〇三から一二〇九まで、字ヌタノ前一二一〇から一二一四まで、字石ノ平見一三四一から一三四九まで、一三五三、一三五四、一三五六、一三五七、一三五七の一、一三五八、一三六〇から一三六五まで、一三六五の一、一三六七から一三六九まで、一三七三から一三七六まで、一三七六の一、一三七七から一三八二まで、一三八二の一、一三八三から一三八五まで、字上ミ平谷一三八六から一三八八まで、一三八八の一、一三八八の二、一三九〇、一三九二から一三九五まで、一三九五の一、一三九六から一三九八から一四〇一まで、一四〇一の一、一四〇二から一四〇八まで、一四〇八の一、一四〇八の二、一四〇九、一四一〇、一四一〇の一、一四一一、一四一一の一、一四一二から一四一四まで、一四一四の一、一四一五から一四二〇まで、一四二〇の一、一四二一、一四二一の一、一四二二、一四二三、一四二三の一、一四二四、一四二五の一、一四二六から一四三四まで、一四三四の一、一四三五から一四三七まで、一四三七の一、字上ミ平一四三八から一四四二まで、一四四二の一、一四四三の一、一四四四から一四四六まで、一四四六の一、一四四六の二、一四四七から一四五〇まで、字南一四五一から一四五五まで、一四五五の一、一四五五の二、一四五六から一四六六まで、字窪ノ岸一四六七、一四六八、字ヌケ谷一四六九、一四六九の一から一四六九の一五まで、一四七〇、一四七〇の一、一四七一から一四七六まで、一四七七の二、熊野川町西字本谷四〇七、字大小森四〇八から四一〇まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡すさみ町柿垣内字道免二三六の一・二三六の二・二三七から二四二まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町篠尾字大平多山一〇六〇の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平多山一〇六〇の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県美作市宮原字横畑九三〇の一、字カリヲ日面九八四の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県新見市西方・哲西町上神代・神郷下神代（以上三大字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）